

令和4年度

白石市予算書

白石市

目 次

1. 白石市一般会計	2
2. 白石市国民健康保険特別会計	9
3. 白石市介護保険特別会計	12
4. 白石市後期高齢者医療特別会計	15
5. 白石市水道事業会計	17
6. 白石市下水道事業会計	20

第 19 号議案

令和 4 年度白石市一般会計予算

令和 4 年度白石市一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 14,720,250 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地 方 債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和 4 年 2 月 17 日提出

白石市長 山 田 裕 一

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 市 税		3,904,988
	1 市 民 税	1,497,317
	2 固 定 資 産 税	1,937,505
	3 軽 自 動 車 税	125,618
	4 市 た ば こ 税	211,144
	5 特 別 土 地 保 有 税	10
	6 入 湯 税	5,770
	7 都 市 計 画 税	127,624
2 地 方 譲 与 税		203,417
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	43,100
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	133,600
	3 森 林 環 境 譲 与 税	26,717
3 利 子 割 交 付 金		1,200
	1 利 子 割 交 付 金	1,200
4 配 当 割 交 付 金		8,200
	1 配 当 割 交 付 金	8,200
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		8,100
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	8,100
6 法 人 事 業 税 交 付 金		64,100
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	64,100
7 地 方 消 費 税 交 付 金		776,200
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	776,200
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		5,800
	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	5,800
9 環 境 性 能 割 交 付 金		25,000
	1 環 境 性 能 割 交 付 金	25,000
10 地 方 特 例 交 付 金		21,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	21,000
11 地 方 交 付 税		4,250,000
	1 地 方 交 付 税	4,250,000
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		3,700
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	3,700
13 分 担 金 及 び 負 担 金		58,428

(単位：千円)

款	項	金 額
	1 負 担 金	58,428
14 使 用 料 及 び 手 数 料		156,183
	1 使 用 料	138,137
	2 手 数 料	18,046
15 国 庫 支 出 金		2,097,325
	1 国 庫 負 担 金	1,503,091
	2 国 庫 補 助 金	586,068
	3 国 庫 委 託 金	8,166
16 県 支 出 金		901,285
	1 県 負 担 金	614,913
	2 県 補 助 金	202,610
	3 県 委 託 金	83,762
17 財 産 収 入		13,609
	1 財 産 運 用 収 入	13,539
	2 財 産 売 払 収 入	70
18 寄 附 金		500,004
	1 寄 附 金	500,004
19 繰 入 金		638,990
	1 基 金 繰 入 金	638,990
20 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
21 諸 収 入		494,620
	1 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料	9,001
	2 市 預 金 利 子	1
	3 公 営 企 業 貸 付 金 元 利 収 入	7
	4 貸 付 金 元 利 収 入	267,870
	5 受 託 事 業 収 入	20,534
	6 雑 入	197,207
22 市 債		588,100
	1 市 債	588,100
歳 入	合 計	14,720,250

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 議会費		164,990
	1 議会費	164,990
2 総務費		2,352,888
	1 総務管理費	1,893,695
	2 徴税費	280,803
	3 戸籍住民基本台帳費	105,947
	4 選挙費	40,346
	5 統計調査費	14,016
	6 監査委員費	18,081
3 民生費		5,226,589
	1 社会福祉費	2,618,657
	2 児童福祉費	2,010,838
	3 生活保護費	566,212
	4 災害救助費	30,882
4 衛生費		1,914,606
	1 保健衛生費	1,699,007
	2 清掃費	215,599
5 労働費		1,617
	1 労働諸費	1,617
6 農林水産業費		332,351
	1 農業費	222,161
	2 林業費	110,190
7 商工費		418,850
	1 商工費	418,850
8 土木費		1,362,864
	1 土木管理費	31,716
	2 道路橋梁費	496,632
	3 河川費	30,003
	4 都市計画費	701,639
	5 住宅費	102,874
9 消防費		503,931
	1 消防費	503,931
10 教育費		1,196,127

(単位：千円)

款	項	金 額
	1 教 育 総 務 費	353,252
	2 小 学 校 費	172,085
	3 中 学 校 費	97,727
	4 幼 稚 園 費	53,710
	5 社 会 教 育 費	198,858
	6 保 健 体 育 費	320,495
11 災 害 復 旧 費		2,991
	1 農 林 業 施 設 災 害 復 旧 費	2
	2 公 共 土 木 施 設 等 災 害 復 旧 費	2,989
12 公 債 費		1,227,087
	1 公 債 費	1,227,087
13 予 備 費		15,359
	1 予 備 費	15,359
歳 出	合 計	14,720,250

第2表

債 務 負 担 行 為

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
男女共同参画基本計画策定業務委託料	令和5年度	3,003
福祉総合システム賃貸借料	令和5年度から令和7年度まで	49,715
白石市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画策定業務委託料	令和5年度	4,125
白石市第4期障害者計画・白石市第7期障害福祉計画・白石市第3期障害児計画策定業務委託料	令和5年度	2,600
生活保護システムクラウドサービス利用料	令和5年度から令和7年度まで	8,547
生活保護システムミドルウェア費用	令和5年度から令和7年度まで	2,789
中小企業振興資金融資損失補償(令和4年度分)	令和5年度から令和17年度まで	融資預託額の10/100に相当する金額の損失補償
官民連携アドバイザリー業務委託料	令和5年度	13,000
電子図書館クラウド使用料	令和5年度から令和8年度まで	2,640
遺跡調査用ノートパソコン賃貸借料	令和5年度から令和8年度まで	563

第3表

地 方 債

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	借入利率	償還の方法
武家屋敷改修事業	21,700	普通貸借 又は、 証券発行	5.0%以内(ただし、 利率見直し方式で 借り入れる政府資 金及び地方公共 団体金融機構資 金について、利率 の見直しを行った 後においては、当 該見直し後の利 率)	政府資金について は、その融資条件 により、銀行その 他の場合には、そ の債権者と協定す るものによる。た だし、市財政の都合 により据置期間及 び償還期限を短 縮し、又は繰上償 還もしくは低利に 借換えすることが できる。
健康センター照明LED化改修 事業	700			
県営ため池整備事業	900			
壽丸屋敷改修事業	4,500			
地方道路整備事業	144,600			
河川浚渫事業	20,000			
街路事業	87,200			
公園施設長寿命化対策支援 事業	45,000			
消防施設整備事業	12,300			
防災施設整備事業	12,000			
白石第二小学校照明LED化改 修事業	1,100			
水道事業会計出資金	28,100			
臨時財政対策債	210,000			
合 計	588,100			

第 20 号議案

令和 4 年度白石市国民健康保険特別会計予算

令和 4 年度白石市国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,785,568 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和 4 年 2 月 17 日提出

白石市長 山 田 裕 一

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 国民健康保険税		535,994
	1 国民健康保険税	535,994
2 使用料及び手数料		801
	1 手数料	801
3 国庫支出金		5
	1 国庫補助金	5
4 県支出金		2,846,514
	1 県補助金	2,846,513
	2 財政安定化基金交付金	1
5 財産収入		24
	1 財産運用収入	24
6 繰入金		395,243
	1 一般会計繰入金	281,243
	2 財政調整基金繰入金	114,000
7 繰越金		1
	1 繰越金	1
8 諸収入		6,986
	1 延滞金、加算金及び過料	6,101
	2 預金利子	1
	3 雑入	884
歳入	合計	3,785,568

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		24,713
	1 総務管理費	18,534
	2 徴税費	5,795
	3 運営協議会費	10
	4 趣旨普及費	374
2 保険給付費		2,824,957
	1 療養諸費	2,429,100
	2 高額療養費	381,150
	3 移送費	41
	4 出産育児諸費	10,506
	5 葬祭諸費	3,500
	6 傷病手当金	660
3 国保事業費納付金		876,288
	1 国保事業費納付金	876,288
4 保健事業費		48,467
	1 特定健康診査等事業費	25,759
	2 保健事業費	22,708
5 基金積立金		24
	1 基金積立金	24
6 公債費		1
	1 公債費	1
7 諸支出金		6,606
	1 償還金及び還付加算金	6,606
8 予備費		4,512
	1 予備費	4,512
歳出	合計	3,785,568

第 2 1 号議案

令和 4 年度白石市介護保険特別会計予算

令和 4 年度白石市介護保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,983,048 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000 千円と定める。

（歳出予算の流用）

第 3 条 地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和 4 年 2 月 1 7 日提出

白石市長 山 田 裕 一

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 保険料		735,743
	1 介護保険料	735,743
2 使用料及び手数料		50
	1 手数料	50
3 国庫支出金		951,591
	1 国庫負担金	650,488
	2 国庫補助金	301,103
4 支払基金交付金		1,026,646
	1 支払基金交付金	1,026,646
5 県支出金		576,200
	1 県負担金	541,392
	2 県補助金	34,808
6 財産収入		42
	1 財産運用収入	42
7 繰入金		674,348
	1 一般会計繰入金	605,313
	2 財政調整基金繰入金	69,035
8 繰越金		1
	1 繰越金	1
9 諸収入		18,427
	1 延滞金、加算金及び過料	11
	2 預金利子	1
	3 雑収入	18,415
歳入	合計	3,983,048

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		52,027
	1 総務管理費	8,384
	2 徴収費	7,012
	3 介護認定審査会費	35,904
	4 趣旨普及費	727
2 保険給付費		3,667,325
	1 介護サービス諸費	3,331,680
	2 介護予防サービス等諸費	39,083
	3 諸費	2,620
	4 高額介護サービス費	89,200
	5 高額医療合算介護サービス等費	12,922
	6 特定入所者介護サービス等費	191,820
3 地域支援事業費		260,622
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	132,913
	2 一般介護予防事業費	37,302
	3 包括的支援事業・任意事業費	90,124
	4 諸費	283
4 基金積立金		42
	1 基金積立金	42
5 公債費		1
	1 公債費	1
6 諸支出金		2,031
	1 償還金及び還付加算金	2,031
7 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出	合計	3,983,048

第 2 2 号議案

令和 4 年度白石市後期高齢者医療特別会計予算

令和 4 年度白石市後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 463,255 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 4 年 2 月 1 7 日提出

白石市長 山 田 裕 一

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		330,290
	1 後期高齢者医療保険料	330,290
2 使用料及び手数料		100
	1 手数料	100
3 繰入金		131,718
	1 一般会計繰入金	131,718
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		1,146
	1 延滞金、加算金及び過料	30
	2 償還金及び還付加算金	1,000
	3 雑入	116
歳入	合計	463,255

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		13,838
	1 総務管理費	8,153
	2 徴収費	5,650
	3 趣旨普及費	35
2 後期高齢者医療 広域連合納付金		448,316
	1 後期高齢者医療 広域連合納付金	448,316
3 諸支出金		1,000
	1 償還金及び還付加算金	1,000
4 予備費		101
	1 予備費	101
歳出	合計	463,255

第 2 3 号議案

令和 4 年度白石市水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 4 年度白石市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	13,405 戸
(2) 年間総配水量	3,580 千 m^3
(3) 一日平均配水量	9,808 m^3
(4) 主要な建設改良事業 水道施設整備費	203,894 千円

(収益的收入及び支出)

第 3 条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第 1 款	水道事業収益	903,813 千円
第 1 項	営業収益	862,941 千円
第 2 項	営業外収益	40,871 千円
第 3 項	特別利益	1 千円

支 出		
第 1 款	水道事業費用	856,948 千円
第 1 項	営業費用	831,504 千円
第 2 項	営業外費用	21,439 千円
第 3 項	特別損失	2,005 千円
第 4 項	予備費	2,000 千円

(資本的收入及び支出)

第 4 条 資本的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的收入額が資本的支出額に対して不足する額 103,864 千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 18,761 千円、当年度分損益勘定留保資金 85,103 千円で補てんするものとする。)

収 入		
第 1 款	水道事業資本的収入	184,230 千円
第 1 項	企業債	34,300 千円
第 2 項	工事負担金	93,632 千円
第 3 項	補助金	28,149 千円
第 4 項	出資金	28,149 千円

支 出		
第 1 款	水道事業資本的支出	288,094 千円
第 1 項	建設改良費	214,229 千円
第 2 項	企業債償還金	73,865 千円

(企業債)

第 5 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
水道事業	34,300	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借入する政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 6 条 予定支出の各項の経費の金額を流用できる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用、営業外費用、特別損失に係る予算額に過不足が生じた場合における項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

64,264 千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、6,000 千円と定める。

令和4年2月17日提出

白石市長 山田 裕一

第 2 4 号議案

令和 4 年度白石市下水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 4 年度白石市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

	公共下水道事業	農業集落排水事業	合計
(1) 処理区域内人口	21,886 人	1,467 人	23,353 人
(2) 年間総処理水量	2,561 千 m ³	85 千 m ³	2,646 千 m ³
(3) 一日平均処理水量	7,016 m ³	233 m ³	7,249 m ³
(4) 主要な建設改良事業等			
下水道施設整備事業	84,566 千円	4,257 千円	88,823 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、営業外費用中企業債利息の財源にあてるため、企業債 16,700 千円を借り入れる。

	収	入
第 1 款 公共下水道事業収益		898,083 千円
第 1 項 営業収益		632,986 千円
第 2 項 営業外収益		265,096 千円
第 3 項 特別利益		1 千円
第 2 款 農業集落排水事業収益		90,512 千円
第 1 項 営業収益		18,366 千円
第 2 項 営業外収益		72,145 千円
第 3 項 特別利益		1 千円
収入合計		988,595 千円

	支	出
第 1 款 公共下水道事業費用		819,992 千円
第 1 項 営業費用		710,374 千円
第 2 項 営業外費用		108,396 千円
第 3 項 特別損失		222 千円
第 4 項 予備費		1,000 千円

第2款 農業集落排水事業費用	104,797 千円
第1項 営業費用	85,692 千円
第2項 営業外費用	18,102 千円
第3項 特別損失	3 千円
第4項 予備費	1,000 千円
支出合計	924,789 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 381,238 千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 10,319 千円、過年度分損益勘定留保資金 315,633 千円、当年度分損益勘定留保資金 55,286 千円で補てんするものとする。)

収 入		
第1款 公共下水道事業資本的収入		466,242 千円
第1項 企業債		222,100 千円
第2項 分担金及び負担金		75,587 千円
第3項 他会計繰入金		168,555 千円
第2款 農業集落排水事業資本的収入		49,685 千円
第1項 企業債		40,600 千円
第2項 分担金及び負担金		136 千円
第3項 他会計繰入金		8,949 千円
収入合計		515,927 千円

支 出		
第1款 公共下水道事業資本的支出		803,016 千円
第1項 建設改良費		116,405 千円
第2項 企業債元金償還金		686,611 千円
第2款 農業集落排水事業資本的支出		94,149 千円
第1項 建設改良費		4,257 千円
第2項 企業債元金償還金		89,892 千円
支出合計		897,165 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	228,100	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借入する政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
農業集落排水事業	51,300			

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用できる場合は、次のとおりと定める。

(1) 公共下水道事業費用、農業集落排水事業費用のうち、営業費用、営業外費用、特別損失に係る予算額に過不足が生じた場合における項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 30,116 千円

令和4年2月17日提出

白石市長 山田 裕一